## 康保険税率を改定し

[国保税)の税率 令和元年度国民健康保険税 (額) を改

世帯単位で計算されます。 険税率(額)を決定し、 者の皆さんに負担していただ に、本町が下記項目ごとに保 示した標準保険税率を参考 くものです。保険税額は年度 (4月~翌年3月) ごとに一 改定後の1人あたり保険税 国保税は県が市町村ごとに

9 ※加入者の年齢や所得等に る見込みです。 額は約97, 600円) 800円とな (昨年度は約

よって世帯ごとに額が異な

## ■改定の要因は 国保事業費納付金の変動

ともに財政運営の責任を担っ 度改革に伴い、県が市町村と 平成30年4月施行の国保制

ます。 水準等を考慮して県が決定 各市町村の医療費水準や所得 国からの支援と市町村からの 保事業運営に必要な費用を、 安定させるのが狙いです。 目安に保険料を決定、 は全額県から交付されます。 村が必要とする保険給付費用 納付金で賄っています。 負担を分散することで財政を ています。県全体に医療費の 平成30年度からは、県が国 また、 市町村はこの納付金額を 県への納付金の額は 賦課し

てください。 高くなっていることがありま 告の場合、国保税が本来より ■所得申告をしていますか? 所得申告が必要な人が未申 必ず税務住民課へ申告\_

▼国保税計算方法	医療給付分		後期高齢者支援分		介護分(40~64歳)	
<b>所得割</b> 世帯の所得に 応じて計算	所得基礎額 × 7.2% (改定前 7.2%)		所得基礎額 × 2.3% (改定前 2.3%)		所得基礎額 × 1.7% (改定前 1.7%)	
<b>資産割</b> 世帯の資産に 応じて計算	固定資産税額 × 15.3% (改定前 21.8%)		固定資産税額 × 4.0% (改定前 5.7%)		固定資産税額 × 3.5% (改定前 5.0%)	
<b>均等割</b> 一人につき いくらと計算	1人 28,200円 (改定前 28,200円)		1人 9,000円 (改定前 9,000円)		1人 8,900円 (改定前 8,900円)	
<b>平等割</b> 一世帯につき いくらと計算	1 世帯 19,800 円 (改定前 19,800 円)		1 世帯 6,500 円 (改定前 6,500 円)		1 世帯 4,800 円 (改定前 4,800 円)	
あなたの世帯の 保険税額は?	■円 限度額 61 万円	+	<u> </u> 円 限度額 19 万円	+	円 限度額 16 万円	

**☎**7 5 − 4 1 1 7 問合せ先 役場税務住民課 米井